



まちのお知らせ



へようこそ!



◆◆◆ 道の駅「パレットピアおおの」内 子育てはうす ばすてるからのお知らせです。 ◆◆◆

親子で弦楽四重奏を楽しむ ～ひなまつりコンサート開催～

3月2日、ひなまつりコンサートを開催し、子どもとその親63人が参加しました。

参加した親子は、うれしいひなまつりやアンパンマンマーチなどの曲に合わせて、楽しそうに歌ったり、おもちゃの楽器を鳴らしていました。また、出演者と一緒に写真撮影をしたり、子どもたちのよい思い出になったようでした。



▲演奏の様子

こどもの日 親子で遊ぶワークショップ クリップ鯉のぼりとつみぼぼ五月人形を作ろう!

対象者 子ども(1歳～小学校6年生)とその親

日時 5月5日(月・祝) 午前の部: 午前10時30分～11時45分
午後の部: 午後2時～3時15分

定員 各30人(親子あわせて)

費用 200円/1キット ※町外の20歳以上は別途入館料100円

申込方法 参加者氏名、年齢、住所、連絡先を「子育てはうす ばすてる」まで申込む。(電話可)

申込期限 5月2日(金) ※定員になり次第、締切。

クリップ鯉のぼりと
つみぼぼ五月人形▶



◎5月のスケジュール(予定) ※開館状況等が変更になる場合がありますので、ホームページ等で確認してください。

ピヨピヨクラブ

ひよこ組(0歳児クラス) …13日(火)、27日(火)

うさぎ組(1、2歳児クラス) …①23日(金)、27日(火)・②16日(金)、27日(火)

誕生会…19日(月)

休館日

1日(木)、7日(水)、8日(木)、14日(水)、21日(水)、28日(水)

申込・問合せ先 子育てはうす ばすてる ☎ 34-1010

おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は

第7回ファミサポ交流会開催のご案内♪

5月17日、総合町民センターにて『第7回ファミサポ交流会』を行います。

ファミサポをもっと知っていただき、会員さん同士の交流を深めていただくための交流会です。

今回は、廃材などを利用した楽器を作り、みんなで演奏します。親子による音楽隊が楽しみです。ね♪大型絵本も準備しています。提供会員さんってどんな人ですか?と

思っている人、ぜひ参加して一緒に遊んでみませんか?お友だちを誘ってお出かけください。



▲交流会の様子

サポート活動スキルアップ講習会 参加者募集!

6月20日『スキルアップ講習会』を行います。

キッズスクエア瑞穂理事長の梶浦良子さんによる「子育てについての講習会」、消防署による「救急救命講習」、JAFによる「チャイルドシート実演講習」など、お子さんを安全に預かるためのスキルアップの講習です。ファミサポの会員さんだけでなく、子育て中のお父さん、お母さんにもぜひ受講していただければと思います。

定員になり次第、締め切ります。皆さんの参加をお待ちしています。

ファミサポでは、提供会員さんに5年に1度は必ず講習を受けていただき、安心安全な活動に努めてまいります。

問合せ先 おおのファミリー・サポート・センター(子育てはうす ばすてる内) ☎ 34-1010

大野町小中学校の あり方コーナー

Vol. 11

町では、こども達にとって望ましく、将来に渡り持続可能な教育環境を構築するため、望ましい小中学校のあり方について令和3年度より検討を進めてきました。

このコーナーでは、検討している内容や経過などについて、お知らせします。

「大野町小中学校の望ましい学校のあり方について」と題する 答申書が提出されました

大野町小中学校のあり方外部検討委員会より「大野町小中学校の望ましい学校のあり方について」と題する答申が提出され、令和7年3月31日に益川浩一ますかわこういち委員長より宇佐美町長に手渡されました。

この答申書は、町が進める小中学校の将来を展望した望ましい学校のあり方検討に係る意見を取りまとめられたもので、4つの提言がされました。



▲答申書を町長に渡す益川委員長（左）

答申で示された4つの提言

<提言Ⅰ>

望ましい学校教育を将来にわたって実現するためには、小学校1校、中学校1校に学校再編（統廃合）することが最適である。

<提言Ⅱ>

将来的に小中一貫校または義務教育学校として設置することが望ましい。具体的な教育形態や施設規模については、大野町の将来の動向を見据え、段階的な移行や柔軟な施設活用を考慮して検討する必要がある。

<提言Ⅲ>

学校再編（統廃合）に伴い、これまで築き上げた地域と学校の関係性を維持するとともに、より発展させるため、新しい関係性づくりや大野町独自の教育を進めるべきである。

<提言Ⅳ>

学校再編（統廃合）による通学手段については、スクールバスを導入し、こどもたちの安全確保に資する通学手段について検討するべきである。また、その通学手段については適切な時期に周知することが必要である。

会議の資料や会議録は、町のホームページで公開しています。



ご覧になった感想や意見など、お寄せください。



問合せ先 学校教育課 ☎ 35-5378

北見市
ところ通信
Vol. 303

遊んで、踊って、食べてまつりを満喫 — ところ子どもまつり2025 —

3月20日、常呂町多目的研修センターで、ところ子ども会育成連絡協議会がところ子どもまつり2025を行いました。会場はコンサートやダンスなどのさまざまな催しで大盛況。射的コーナーでは、人気アニメのキャラクターの的に当て、大喜びする子どもたちの姿も見られました。また、常呂産の野菜をふんだんに使用したカレーライスの試食会も行われ、参加者はまつりを満喫しました。





大野町人事配置一覧

令和7年4月1日付けで、各課（係長以上）の配置が次のとおりになりました。

- ◇副町長 加納 秀男
- ◇教育長 桑原 浩美

◎総合政策部

- 部長 森 祐次
- 総合政策課 課長兼DX推進室長 鈴木 友宏、政策係長 堀 博善、情報推進係長 高橋 量大、広報係長 八木 堂巖
- まちづくり推進課 課長 汲田 勉、主幹兼商工係長兼まちづくり観光係長 若原 寛、課長補佐兼企業誘致係長 常富 善久

◎総務部

- 部長兼危機管理監 後藤 崇
- 総務課 課長 宇野 貴典、主幹兼行政・管財係長 目加田 稔、主幹兼総務係長 岩田 真弓、危機管理防災係長 小森 貴之、課長補佐 大當 剛司、係長 小森 悠
- 財政課 課長 目加田 哲、主幹兼財政係長 鈴木 美樹
- 税務課 課長 國枝 信也、主幹兼徴収係長 常富 章宏、住民税係長兼資産税係長 小森 裕文
- 揖斐広域連合派遣 課長 成瀬 尚子、課長補佐 武藤 爲文、係長 川瀬 純
- 池田町大野町学校給食センター協議会派遣 係長 足立 康宏

◎民生部

- 部長兼保健センター所長 今井 宏紀
- 住民課 課長 吉村 康弘、戸籍係長 横井 希世美、保険年金係長 松久 和良
- 福祉課 課長兼福祉センター所長兼地域共生推進室長 河野 知可子、(地域共生推進室) 主幹兼障がい福祉係長 横幕 みち代、主幹兼地域包括支援センター長 大久保 貴雄、係長 後藤 英理子、社会福祉係長 杉原 愛、高齢福祉係長 清水 康次
- 子育て支援課 課長兼大野町こども家庭センター長 石橋 千夏、課長補佐兼こども家庭センター係長 河野 孝枝、子育て支援係長 常富 友香
- 子育て支援施設 係長兼子育て支援施設長 牧村 英子
- 幼児療育センター 課長補佐兼幼児療育センター所長 國枝 佳代
- 西こども園 園長 浜野 千恵
- 保健センター 課長補佐兼健幸づくり係長 今井田 路代、課長補佐兼母子保健係長 豊田 容子
- 環境生活課 課長(消費生活センター長兼任) 間瀬 修、環境係長 伊藤 康晴、生活係長 高島 伸圭
- 大野町社会福祉協議会派遣 課長補佐 國枝 裕二

◎建設部

- 部長 三浦 修一
- 農林課 課長 國枝 広典、農林係長 若原 宏晃、土地改良係長 加藤 真成
- 建設課 課長 河野 雅臣、課長補佐兼土木係長 神谷 涼介、管理係長 目加田 悟、都市計画係長 鈴木 悟志、水道係長 大久保 真也
- 会計課 会計管理者兼会計課長 藤原 章、会計係長 高橋 純子
- 議会事務局 局長 川瀬 里織、係長 吉村 伸枝

◎教育委員会

- 教育次長兼小中学校のあり方推進室長兼学校教育課長 石原 友博
- 小中学校のあり方推進室 課長補佐 内藤 睦文
- 学校教育課 主幹兼教育支援係長 窪田 洋一、教育総務係長 今枝 良介、学校給食係長 笹岡 立子
- 生涯学習課 課長兼大野町埋蔵文化財センター所長 永井 和将、生涯学習係長兼文化財保存活用係長 牧村 清隆、生涯スポーツ係長 篠塚 将宏

防災行政無線を用いたJアラート・全国一斉 情報伝達訓練を実施します！

町では、地震や武力攻撃などの発生時に、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）から送られてくる国からの緊急情報を確実に皆さんへお伝えするため、情報伝達訓練を行います。

◎訓練内容

・情報伝達手段

防災行政無線の訓練放送

・放送内容

町内に設置してある防災行政無線スピーカーや戸別受信機から、次の放送内容が一斉に放送されます。

【放送内容例】

「これは、Jアラートのテストです」
「大地震です」

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

※町外の地域でも、全国的に様々な手段で情報伝達訓練が行われます。放送内容は変更する場合があります。



◎令和7年度 実施日時（予定）

【全国一斉情報伝達試験】

第1回 5月28日（水）午前11時頃
第2回 8月20日（水） //
第3回 11月12日（水） //
第4回 令和8年2月6日（金） //

【緊急地震速報訓練】

第1回 6月18日（水）午前10時頃
第2回 11月5日（水） //

※気象状況などにより、試験が中止になる場合があります。

※防災行政無線の内容を含む町の情報を「情報発信おおの」でも受け取ることができます。詳しくは裏表紙を確認してください。

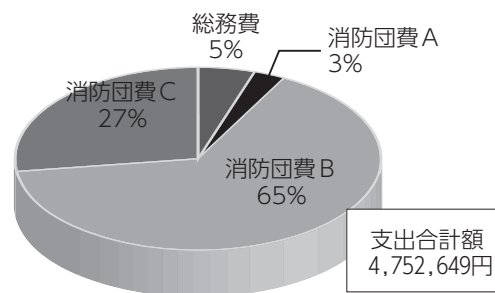
問合せ先 総務課 ☎ 35-5364

町消防友の会収支決算報告

令和6年度大野町消防友の会の収支決算が、消防友の会理事会において認定されました。

決算額は、**収入総額** 5,249,549円
支出総額 4,752,649円
繰越金 496,900円

となりました。



消防友の会とは

町民の一人一人が消防に対する認識を一層深めるとともに、消防団員のよき理解者として消防活動を物心両面から支援激励し、もって明るい平和な郷土の発展に寄与することを目的とし、町内全地区の区長が理事となり次の事業を行う会です。

- ・消防団の支援、激励、協力
- ・防災に対する協力
- ・消防諸行事に対する協力
- ・その他本会の目的達成に必要な事業

今後も町民一丸となって地域防災の要である消防団を支援激励し、安心・安全なまちをつくるため、皆さんのご理解・ご協力をよろしくお願いします。

問合せ先 総務課 ☎ 35-5364



交通遺児・犯罪被害遺児 激励金支給事業

県および町では、5月5日の「こどもの日」に合わせて、次のとおり交通遺児・犯罪被害遺児の人に激励金をお贈りしています。

岐阜県激励金

◎**激励金額**（申請時～高等学校等就学中（20歳未満）、年間1人あたり）

乳幼児および小学生	20,000円
中学生	25,000円
高校生等	30,000円

◎補助対象

義務教育終了までの人および高等学校在学中（高等専門学校3年修了までの人、特別支援学校の高等部在学中の人および専修学校（高等課程）3年修了までの人を含む）で満20歳未満の人で、次の（1）または（2）に該当する人

※交通遺児・犯罪被害遺児となった後、養子縁組した人、もしくは父または母が再婚し生計をともにすることとなった人は除きます。

（1）交通遺児

5月5日現在、県内に居住し、交通事故により、それまで生計をともにしていた父または母（すでに父母がいない場合にはそれに代わる人）を亡くした人

（2）犯罪被害遺児

5月5日現在、県内に居住し、犯罪被害（殺人や

傷害致死など、故意の犯罪行為（人の生命または身体を害する行為）により害を被ること）により、それまで生計をともにしていた父または母（すでに父母がいない場合にはそれに代わる人）を亡くした人
※国の犯罪被害給付金制度で、遺族給付金の支給裁定がされていることが必要です。

◎**申込期限** 5月8日（木）

◎**申込先** 総務課

問合せ先 県環境生活部県民生活課 ☎058-272-1111

大野町交通遺児育英会助成金

◎助成金額

乳幼児	20,000円
小学生	30,000円
中学生	40,000円
高校生	50,000円
大学・大学院・短期大学生	70,000円

◎助成対象

町内に居住し、交通遺児（養護者が交通事故により死亡又は著しい障害の状態となったため生計の維持が困難である人）となり、かつ、町内に引き続き居住する人

※随時受付しています。

申込・問合せ先 総務課 ☎35-5364

優良運転者表彰申請

多年にわたり交通安全活動に尽力された人に対し、その功績に応じ審査の結果、表彰されます。詳しくは「揖斐地区交通安全協会（揖斐警察署内）」まで問合せください。

表彰種別	運転経験年数	無事故年数 無違反年数	過去の表彰経歴
地区模範章	5年以上	5年以上	初めて表彰を受ける人が申請する。
模範章	10年以上	5年以上	過去に地区模範章を受章していること。昨年の受章でも可。
優良章	15年以上	5年以上	令和5年までに模範章を受章していること。
優秀章	15年以上	10年以上	令和5年までに優良章を受章していること。

◎**申請期限** 5月23日（金） ※無事故無違反証明交付手数料670円が必要です。

表彰種別	運転経験年数	無事故年数	無違反年数	過去の表彰経歴
特別優秀章	20年以上	15年以上	15年以上	令和5年までに優秀章を受章していること。
緑十字銅章	10年以上	10年以上	5年以上	過去に特別優秀章を受章していること。
管区局表彰	10年以上（一般） 10年以上（職業）	10年以上（一般） 5年以上（職業）	10年以上（一般） 5年以上（職業）	過去に緑十字章を受章していること。
緑十字銀章	20年以上	20年以上	10年以上	銅章受章2年以上経過し、さらに過去に管区局長章を受章していること。

◎**申請期限** 5月7日（水） ※無事故無違反証明交付手数料は必要ありません。

問合せ先 揖斐地区交通安全協会（揖斐警察署内） ☎22-3422

新築住宅に関する補助事業等

町では町内で住宅を新築するなどして移住・定住される人を対象に、次の補助事業を実施しています。

◎申請期限 10月31日（金）まで


◎対象者 町内で住宅を取得し、入居した人

※住宅の取得とは、住宅の新築もしくは住宅の建替えまたは新築住宅の購入をいいます。住宅の増築や改築、相続や贈与により取得するものは含みません。

◎町新築住宅の定住奨励金事業

奨励金額	新築住宅に課される固定資産税の家屋分の額に相当する額（上限10万円） ※町内の建築業者と請負契約している場合には、15万円を限度とします。
対象となる住宅	令和2年1月2日から令和5年1月1日の間に取得された住宅。 ※固定資産税の新築軽減が適用される家屋であること。
申請方法	申請書および同意書を次まで提出してください。 ※振込先については、対象家屋の所有者名義の口座情報を記入してください。
交付期間	5年間（対象となる住宅に初めて固定資産税が課された年度の翌年度を初回の交付年度とします。）

◎町新築住宅の移住定住補助金

補助金額	町内在住の方に対しては30万円、町外から転入された世帯の方に対しては10万円を加算します。 ※転入とは、世帯員の全員が転入届を提出して他の市町村等から本町に移り住むことをいいます。ただし、本町から他の市町村等へ転出届を提出し、転出後3年間を経過しない再転入の場合は転入とはみなしません。
対象となる住宅	令和6年1月2日以降に新築、取得された住宅。 ※固定資産税の新築軽減が適用される家屋であること。
申請方法	申請書および同意書を提出してください。また、オンラインによる電子申請も可能です。（電子申請はこちらから） 
交付期間	1年度限り（対象となる家屋に初めて固定資産税が課された初年度）

※添付書類として、「固定資産税の納税通知書」および「固定資産税の課税明細書」が必要です。

※振込先については、対象家屋の所有者名義の口座情報をご記入ください。

申請・問合せ先 総合政策課 ☎ 35-5363

町結婚新生活支援事業

町では経済的支援を必要とする新婚世帯を対象に、婚姻に伴う新生活に係る住居費や引越費用の一部を補助します。

補助金額	婚姻時点の年齢が夫婦ともに39歳以下の場合、1世帯あたり最大30万円 29歳以下の場合、1世帯あたり最大60万円
補助対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦であること。 ・申請時において、夫婦ともに町内に住民登録がされていること。 ・大野町に3年以上定住する意思がある夫婦であること。 ・婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下で、かつ夫婦2人の年間合計所得が500万円以下であること。 ・過去に、夫婦ともに当該補助金の交付を受けていないこと。等
対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ※令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払われた次の費用が補助対象となります。 1 住居費（住宅購入費、住宅賃借費用） ※勤務先からの住宅手当支給分は除く。

	<ul style="list-style-type: none"> 2 住宅リフォーム費用（住宅機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築又は設備更新等の工事費用 等） 3 引越費用（引越業者または運送業者に支払った費用）
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> 申請書と次の書類を添えて、提出して下さい。 ・戸籍抄本又は婚姻届受理証明書 ・夫婦の所得証明書 ・住宅の工事請負契約書、売買契約書と領収書の写し（住居費における住宅購入の場合） ・住宅の賃貸契約書と領収書の写し（住居費における賃借の場合） ・住宅手当支給証明書 ・住宅の工事請負契約書、請書と領収書の写し（住宅のリフォーム費用の場合） ・引越に係る領収書の写し（引越費用の場合） ・貸与型奨学金を返済したことがわかる書類（貸与型奨学金の受給者の場合）

申請・問合せ先 総合政策課 ☎ 35-5363



軽自動車税（種別割）のお知らせ

軽自動車税（種別割）は4月1日現在の所有者に課税されます。

令和7年度軽自動車税（種別割）納税通知書

送付日：5月1日（木）

納期限：6月2日（月）

軽自動車税（種別割）納税証明書（車検用）は送付しません。

令和5年1月から軽JNK S（軽自動車税納付確認システム）稼働により、継続検査時に納税証明書の提示が原則不要となっているため、令和6年度より軽四輪、軽三輪の軽自動車税を口座振替や地方税お支払いサイト、スマートフォン決済サービス等から納付した場合は納税証明書を送付しません。

小型二輪についても、令和7年度より軽JNK Sに連携されるため納税証明書を送付しません。

納税証明書が必要な人は、お手数ですが振替記帳済の預貯金通帳や決済済みが確認できるものを持参のうえ、税務課または住民課窓口にて納税証明書（無料）を交付申請してください。

税額は次のとおりです（条件については一部抜粋）。

◎原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

車種区分		税額（年額）
原動機付自転車	特定小型原動機付自転車（0.60kw以下）	2,000円
	50cc以下	2,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円
	90cc超～125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車（125cc超～250cc以下）		3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他（フォークリフト等）	5,900円

◎四輪および三輪の軽自動車

最初（新車）の新規検査を受けた時期により、適用される税額が異なります。

最初（新車）の新規検査を受けた時期は、自動車検査証（車検証）の「初度検査年月」で確認してください。

車種区分	税率（年額）				
	平成27年3月31日までに新規登録	平成27年4月1日以降に新規登録	平成24年3月31日までに新規登録（重課）		
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上 乗用	家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪以上 貨物	家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

経年車重課

- ・初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した軽四輪車等について、その各年度の標準税率の概ね20%を重課する特別措置。
- ・電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車は対象外。

◎グリーン化特例（軽課）

令和6年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた減税対象車（三輪以上の軽自動車）を取得した場合に限り、令和7年度について、税率を軽課する特例措置があります。

※（1）電気、燃料電池または天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合）

※（2）平成17年排出ガス規制75%低減車両又は平成30年排出ガス規制50%低減車両で令和2年度燃料基準達成かつ令和12年度燃料基準90%達成車両

※（3）平成17年排出ガス規制75%低減車両又は平成30年排出ガス規制50%低減車両で令和2年度燃料基準達成かつ令和12年度燃料基準70%達成車両

車種区分	グリーン化特例（軽課）適用車両				
	75%軽減（1）	50%軽減（2）	25%軽減（3）		
軽自動車	三輪（660cc以下用）	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪以上 乗用	家用	2,700円	対象外	対象外
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	四輪以上 貨物	家用	1,300円	対象外	対象外
		営業用	1,000円	対象外	対象外

◎異動手続きについて

軽自動車などを譲渡、廃車、住所変更したときには、お早めに手続きを済ませてください。これらの手続きをしないと引き続き課税されることとなります。詳しくは次へ問合せしてください。

原動機付自転車	125cc以下	税務課 ☎ 35-5367
特定小型原動機付自転車	0.60kw以下	
小型特殊自動車	農耕作業用	
二輪の軽自動車 二輪の小型自動車		中部運輸局岐阜運輸支局 ☎ 050-5540-2053
軽自動車	三輪・四輪	岐阜県軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-1775

問合せ先 税務課 ☎ 35-5367

岐阜県からのお知らせ

自動車税種別割の納期限は6月2日（月）です。必ず納期限までに納めましょう。

詳しくは5月7日発送の納税通知書をご覧ください。

問合せ先 岐阜県自動車税事務所 ☎ 058-279-3781

戸籍に振り仮名が記載されます！（PART 3（全3回））

今まで全3回でお話ししてきました「戸籍の振り仮名」について、最後の回である今回は「今までお伝えした事項のおさらい」および「特に注意していただきたいこと」をお伝えいたします。

○5月26日以降に届く本籍地市区町村からの通知書を必ず確認してください！

通知書は5月26日から2、3ヶ月以内に届く予定です（市区町村による）。

○通知が誤っていた場合、本籍地の市区町村へ「戸籍の振り仮名の届出」をしてね！ オンライン（マイナポータル）での届出が便利だよ。

例えば「りょうた」「しょうこ」などの小文字（拗音）、「いっぺい」とうの小文字（促音）が氏名にある場合、通知書に大文字で記載され届く場合があります（「りょうた」「しょうこ」「いつぺい」など）。その場合、届出をしていただく必要がありますので、通知書を必ず確認してください。

届出に手数料等はかかりません。



○本籍地からの通知が正しい場合は、届出不要だよ！

通知書に記載の氏名が正しい場合、戸籍に振り仮名はその通知書どおりに記載されるので、届出は不要です。

お手元に通知書が届くまで、今しばらくお待ちください。そして、戸籍へ振り仮名を滞りなく記載するため、皆さんのご協力をお願いします。

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368



民生委員・児童委員の日

5月12日は、この日に民生委員制度が創設されたことから「民生委員・児童委員の日」と定められています。

また、12日～18日の一週間は、民生委員・児童委員の活動を皆さんに知っていただくための「活動強化週間」となっています。

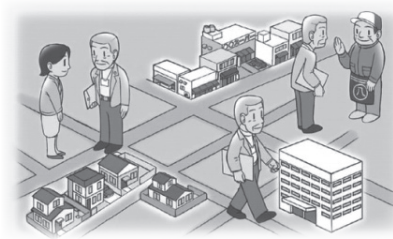
民生委員は、民生委員法に基づく地域のボランティアとして、住民の皆さんの生活上の相談に応じ、必要な援助を行っています。また、児童福祉法により児童委員も兼ねており、町では民生児童委員と呼ばれています。現在、町には36人の民生児童委員と、子どもや子育ての相談・援助を専門に担当する2人の主任児童委員が活動しています。

すべての委員は、守秘義務に則って相談内容の秘密を固く守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行っています。福祉に関する悩みや心配ごとなど、生活の中でお困りのことがありましたら、お気軽に相談してください。

民生委員・児童委員 地域に根ざした活動



住民の福祉に関する相談に応じ、関係する制度やサービスについて、情報を提供します。また、ひとり暮らし高齢者等の見守りとして、定期的な訪問活動を行います。



担当地区内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。また、住民が必要な福祉サービス

を利用できるよう、行政（相談窓口）や社会福祉協議会等の関係機関に連絡し、つなぎ役になります。

問合せ先 福祉課 ☎ 35-5369



まちのお知らせ



認定こども園年度途中入園のご案内

認定こども園に年度途中で入園を希望される場合は、次のとおり手続きしてください。

◎入園申込受付

申込期限 入園を希望される月の前月20日（20日が土・日・祝日の場合は、その前の平日）

受付場所 子育て支援課

◎必要書類の配布

町ホームページからダウンロードまたは子育て支援課、各町内認定こども園、子育て支援施設「子育てはうす ぱすてる」備付け

◎町内の認定こども園一覧

類型	認定こども園名	定員	年齢	住所	電話番号
保育所型	大野町西こども園（公立）	80人	0～5 歳児	瀬古480番地	32-1043
	大野こども園（私立）	75人		大野240番地1	32-0022
幼保連携型	豊木認定こども園（私立）	110人		桜大門538番地	32-0029
	認定こども園うぐいす（私立）	55人		公郷313番地	34-2323
	東さくらこども園（私立）	105人		相羽763番地8	34-1533
幼稚園型	大野クローバー幼稚園（私立）	90人	桜大門30番地	35-9680	



※詳しい内容は、町ホームページを確認してください。

問合せ先 子育て支援課
☎ 35-5370

一時預かり事業・地域子育て支援センター事業

町では、子育てを支援する取組みとして、一時預かり事業・地域子育て支援センター事業を実施しています。

一時預かり事業

認定こども園に入園してなくても、一時的に保育を利用することができます。

◎利用できる保育内容

- 保護者の就労形態などにより、一時的に家庭における保育が困難となる児童に対する保育
- 保護者の傷病・入院などにより、一時的に家庭における保育が困難となる児童に対する保育

(3) 保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための保育

◎対象児童 町内に住所を有する未就園の生後6カ月以上小学校就学前の児童

※保護者が出産や介護などにより一時的に町内に里帰りする場合は、町内に住所がなく、住所地市町村の保育所に在籍している児童も対象となります。

◎利用方法 園によって利用方法が異なるため、事前に直接園まで問合せしてください。

◎町内一時預かり事業実施認定こども園一覧

認定こども園名	利用可能日時	利用料金	電話番号
大野町西こども園（公立）	月～金：午前8時30分～午後4時30分 土：午前8時30分～午後0時30分	3歳以上児：4時間未満600円／4時間以上1,200円 3歳未満児：4時間未満750円／4時間以上1,500円	32-1043
大野こども園（私立）	月～金：午前8時～午後4時	3歳以上児：30分100円 3歳未満児：30分150円	32-0022
豊木認定こども園（私立）	月～金：午前9時～午後4時	3歳以上児：30分100円 3歳未満児：30分150円	32-0029
認定こども園うぐいす（私立）	月～金：午前8時～午後4時	3歳以上児：半日800円／1日1,600円 3歳未満児：半日1,200円／1日2,400円	34-2323
東さくらこども園（私立）	月～土：午前8時30分～午後4時30分	3歳以上児：4時間未満600円／4時間以上1,200円 3歳未満児：4時間未満750円／4時間以上1,500円	34-1533
大野クローバー幼稚園（私立）	月～金：午前8時30分～午後4時30分	3歳未満児：4時間未満1,000円／4時間以上1,600円 ●慣れ保育コース 午前9時～11時500円 ●にこにこ通園コース 午前9時30分～11時30分500円 ※にこにこ通園は定期利用あり	35-9680

地域子育て支援センター事業

育児不安の解消や地域における子育て支援を行うため、町内にある子育て支援施設や認定こども園を子育て支援拠点に指定し、子育てサークルの育成支援や育児不安などの相談・指導を行っています。

◎町内地域子育て支援センター一覧

施設名	活動内容	電話番号
子育てはうす ぱすてる（道の駅「パレットピアおおの」併設）	・ピヨピヨクラブ（登録制）、おやつ作り教室、育児相談、こころ相談、その他イベント など	34-1010
子育て支援センター ももたろう（豊木認定こども園）	・ももたろうクラブ（登録制）、あそび など	32-0029
子育て支援センター すくすく（東さくらこども園）	・わくわく教室（登録制）、すくすく教室、のびのび教室、サークル活動 など	35-8533
レインボークラブ（大野クローバー幼稚園）	・あそびの会、クローバーカフェ、おひるごはんの日 など	35-9680

◎対象児童 未就園児とその保護者

※「子育てはうす ぱすてる」は、0歳～小学6年生の児童とその保護者が対象となります。

◎利用方法 施設によって利用方法が異なるため、事前に直接施設まで問合せしてください。

大野町一般廃棄物処理基本計画を策定しました！

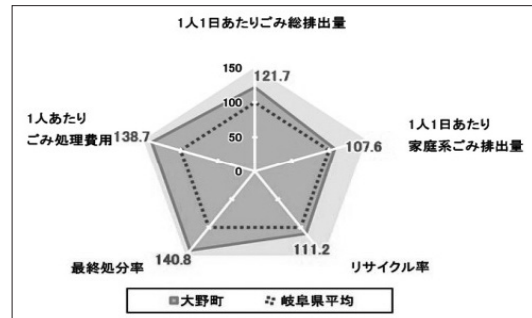
持続可能な地域社会を構築し、廃棄物の減量化、資源化の推進や長期的かつ総合的な視点に立った循環型社会形成を進めるため、前計画の施策と目標値を見直し、一般廃棄物処理基本計画を更新しました。

令和7年より10年後の令和16年度を計画目標年度とします。

◎町のごみ処理の評価

町と岐阜県のごみ処理の現状（令和4年度実績）を比較すると、全ての項目において、岐阜県平均よりも良好な評価となっています。

項目	岐阜県	大野町	評価値
1人1日あたり ごみ総排出量	859 g/人・日	673 g/人・日	121.7
1人1日あたり 家庭系ごみ排出量	516 g/人・日	477 g/人・日	107.6
リサイクル率	16.9%	18.8%	111.2
最終処分率	7.6%	4.5%	140.8
1人あたり ごみ処理費用	16,550 円/人・年	10,140 円/人・年	138.7



注）評価値が100以上であると、良好であるといえます。

今後も、町民の皆さんの理解をいただきながら、3R推進体制の強化を図ることにより、今まで以上のごみの減量・分別を進め、ゼロカーボンシティを目指します。

住宅用V2H充放電システム設置の補助を始めます！

町では、自然エネルギーの利用促進である、再生可能な太陽光発電等のゼロカーボンシティ推進のために、住宅用太陽光発電システム、家庭用蓄電池システム、家庭燃料電池システムの補助事業を行っています。令和7年度より、**V2H充放電システム設置に対する補助**を追加し、地球温暖化防止を推進し、ゼロカーボンシティを目指します。

◎新規 V2H充放電システム

(Vehicle to Home 車から家へ)

V2Hとは、電気自動車(EV)・プラグインハイブリット自動車(PHEV)への充電、ならびにEV・PHEV・燃料電池自動車(FCEV)から

施設へ放電(給電)ができる装置です。

◎導入のメリット 災害、停電時のトラブル回避、電気代の節約、短時間での充電等があります。

◎補助要件

- ・新築または既設の太陽光発電システムと常時接続しているもの
- ・一般社団法人次世代自動車振興センター(NeV)の補助対象V2H充放電設備として登録されたもの
- ・電気自動車等を保有していることを証する書類の写しの提出が必要

◎補助額 1基あたり 10万円

*詳しくは町ホームページを確認してください。



ゴールデンウィーク期間中のごみの搬入

4月29日～5月6日のごみの搬入可能日は次のとおりです。

	町不燃物処理場 (相羽)	西濃環境整備組合 (下座倉)
4月29日(火・祝)	○	○
30日(水)	○	○
5月1日(木)	休	○
2日(金)	○	○
3日(土・祝)	○	休
4日(日・祝)	○	休
5日(月・祝)	休	○
6日(火・祝)	○	休

※町不燃物処理場および西濃環境整備組合への搬入については、役場において開庁時(平日午前8時30分～午後5時15分)に申請が必要。

◎搬入可能時間

町不燃物処理場

午前9時～正午、午後1時～4時

西濃環境整備組合

午前8時30分～午後4時30分

問合せ先 環境生活課 ☎ 35-5372



春の運動教室参加者募集

からだを動かしやすい季節になりました。簡単に楽しく参加できるストレッチ、筋トレやノルディックウォーキングなどを体験してみませんか。1回のみ参加もできます。(要申込)

日程	内容	講師
5月 9日 (金)	新緑を気持ちよく歩く！ストレッチとノルディックウォーキング (天候次第で帽子と外靴もお持ちください。)	栗野
5月22日 (木)	ピラティス&筋トレでインナーマッスル強化！①	河野
5月28日 (水)	ストレッチ&ヨガ ころとからだをしなやかに	篠田
6月12日 (木)	ピラティス&筋トレでインナーマッスル強化！②	河野
6月18日 (水)	機能改善エクササイズ	小森



◎**時間** 午前9時30分～11時30分ごろ (受付9時20分～)

◎**対象者** 40歳以上75歳位まで ※現在通院中の方は、事前に必ず主治医に運動の可否を確認してください。

◎**場所** 町民体育館 (気候により変更あり)

◎**申込期限** 各開催日前日まで

◎**持ち物** ヨガマット(無い場合は予約時に相談してください)、運動ができる服装、上靴、マフラータオル、飲み物

申込・問合せ先 保健センター ☎ 34-2333

フラワー都市交流連絡協議会「我がまち紹介」を開催します！

フラワー都市交流連絡協議会は、花をテーマとしたまちづくりを推進する全国9つの花自慢の市町が集ったもので、交流を通じて、観光、産業、教育文化の振興など魅力ある地域づくりを目的に取り組んでいます。

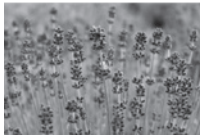
今年度は、大野町を主会場として、全国から8都市の訪問団約200名の人をお迎えし、各都市の花をテーマとしたまちづくりの事例発表「我がまち紹介」を開催します。各都市の魅力あるまちづくりを知る貴重な機会です。どなたでもご観覧いただけますので、ぜひご来場ください。

◎**日時** 5月14日 (水) 午後3時30分～午後5時 (開場 午後3時～)

◎**場所** 総合町民センター ふれあいホール ※入場無料



令和6年度開催都市(砺波市)での様子



中富良野町 ランダー



長井市 あやめ



砺波市 チューリップ



大野町 ばら



下田市 すいせん



宝塚市 すみれ



萩市 つばき



久留米市 つつじ



和泊町 ゆり

問合せ先 まちづくり推進課 ☎ 35-5374

建築物等耐震化促進事業

地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、建築物等耐震化促進事業を実施します。

木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震診断を無料で実施します。

◎**対象となる住宅** 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅

◎**対象者** 対象となる住宅の所有者

◎**受付期限** 11月28日（予定件数になり次第終了）

※申込受付は先着順。

※詳しい内容は町ホームページをご覧ください。次まで問合せてください。

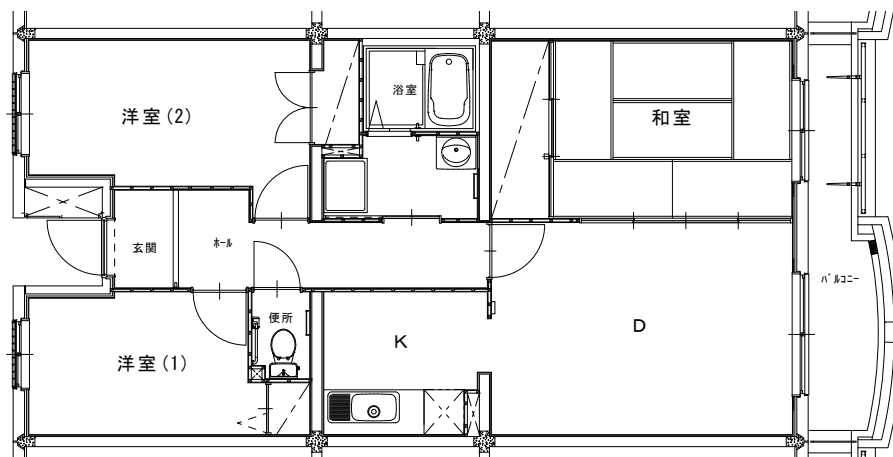
申込・問合せ先 建設課 ☎ 35-5376

町営住宅入居者募集中

礼金・共益費なし！ 静かな環境で全室日当たり良好！ 商業施設も近くて便利！

団地名	中之元北団地（特定公共賃貸住宅）2～4階部分
募集戸数	若干数 3DK
住宅使用料 （賃貸条件等）	使用料 3DK 52,000円/月（駐車場1台、2㎡の物置を含む）
	敷金 家賃の3カ月分
	その他 インターネット回線、広場、物置、集会場、自転車置場、ゴミ集積場、エレベーター有り
入居資格 （全てに該当すること）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年の1カ月の世帯全員の所得金額（※）が158,000円以上487,000円以下の人（所得の上昇が見込まれる人を含む） ・ 現に自ら居住するための住宅を必要としていること ・ 現に同居し、または同居しようとする親族があること ・ 現に町税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと ・ その者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと

間取図
(3DK)



※ 1カ月の所得とは（年間所得金額－控除額の合計）÷12カ月

◇駐車場は、1戸につき1台です。

◇応募戸数が募集戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。

◇ゴミ当番、管理人、地元とのお付き合い等があります。

※詳しい内容は町ホームページをご覧ください。

申込・問合せ先 建設課 ☎ 35-5376



夏休み期間中の放課後クラブ利用受付

夏休み期間中に放課後クラブの利用を希望される人は、電子申請または窓口にて申し込んでください。

◎電子申請

申請方法

次の二次元バーコードから専用サイトにアクセスし、申請してください。

※必要書類は事前に写真に撮っておくと、スムーズに手続きが可能です。

※画像が不鮮明で記載内容の確認が取れない場合には、再申請をしていただく場合がありますので、必要書類は手元に保管しておいてください。

※5月30日（金）の申請分まで有効。

◎窓口申請

申請方法

次の必要書類を学校教育課窓口へ提出してください。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

◎必要書類

- ・放課後クラブ入所申請書（窓口申請・電子申請で申請書を記入し写真添付する場合に必要）
- ・放課後クラブの児童育成に欠ける事由証明（雇用・パート）
- ・その他証明するもの（疾病・介護等の場合：診断書・障がい者手帳・介護認定通知書の写し等）
- ・令和6年度分の市町村民税の課税証明書類（令和6年1月1日時点で町内に住所を有していなかった場合必要）

◎申請受付期間

5月1日（木）～5月30日（金）

※申請されても児童の入所状況により、ご希望のクラブに入所できない場合がありますのでご承知おきください。

※児童2人以上で申込みの場合は、児童ごとに申請してください。

※必要書類については、学校教育課備付けもしくは、町ホームページよりダウンロード可。

URL <https://logoform.jp/form/ciUr/973864>



問合せ先 学校教育課 ☎ 35-5378

要保護・準要保護児童生徒の就学援助

経済的な理由等で就学が困難と認められる町内小中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学学用品費、給食費等を援助する就学援助制度です。

◎認定基準

就学援助制度には次の2つがあり、その区分や児童生徒の学年により受給できる援助費目や金額が異なります。提出書類により一定の審査を行い、認定の可否を決定します。

要保護児童生徒就学援助

保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する人で、生活保護世帯

準要保護児童生徒就学援助

保護者が、次のいずれかに該当し、生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

- （1）保護者が児童扶養手当法第4条の規定による児童扶養手当の受給者である人
- （2）保護者の地方税法第295条第1項の規定による市町村民税が非課税である人
- （3）保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと

認められる人

- （4）経済的な理由等による欠席日数が多い人
- （5）その他、特に教育委員会が必要と認める人

◎申請方法

申請される人は、**6月4日（水）までに**、児童生徒が在学する学校へ申請してください。

申請の際には、次の書類の提出が必要です。

- （1）町要保護および準要保護児童生徒就学援助費受給申請書（様式第1号）
- （2）児童扶養手当受給証明書（写） ※受給されている人のみ
- （3）令和7年度所得課税証明書

※児童扶養手当を受給している人や、受給申請書中にある『承諾欄』に申請者および同居親族の署名または記名押印がある人は、所得課税証明書の提出は不要。

※令和7年1月2日以降に町内に転入された人は、前住所地での所得課税証明書を添付してください。

※この期間を過ぎても申請できますが、受付をした月の翌月からの認定（受給）となります。

問合せ先 学校教育課 ☎ 35-5378